# 平成30年9月定例会 総務委員会(事前) 平成30年9月7日(金)

[委員会の概要 経営戦略部・監察局関係]

## 喜多委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(13時36分)

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際,経営戦略部・監察局関係の9月定例会提出予定議案等について,理事者側から説明を願うとともに,報告事項があれば,これを受けることにいたします。

なお, 理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よ ろしくお願いします。

## 【提出予定議案等】(提出予定議案,補正予算案の概要,説明資料)

- 議案第1号 平成30年度徳島県一般会計補正予算 (第2号)
- 議案第4号 地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部改 正について
- 議案第17号 教育用パソコンの購入契約について
- 議案第18号 調停の申立てについて
- 議案第19号 平成29年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決 算の認定について
- 報告第3号 平成29年度決算に係る健全化判断比率の報告について(審査意見書)

## 【報告事項】

- 再就職状況について(資料1)
- 職員の不祥事案について

#### 木下経営戦略部長

9月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の平成30年9月徳島県議会定例会提出予定議案、1枚物により御説明いたします。

今回,提出いたします案件は,議案24件及び報告7件であります。その内訳は,予算案が第1号から第3号までの3件,条例案が第4号から第6号までの3件,負担金議案が第7号から第13号までの7件,契約議案が第14号から第17号までの4件,その他の議案が第18号の1件,決算認定議案が第19号から第24号までの6件,報告につきましては第1号から第7号までの7件となっております。

それでは、議案の順序に従い、順次、御説明いたします。

まず、予算案につきまして、お手元に御配付の平成30年度9月補正予算(案)の概要を御覧いただきたいと存じます。

1ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては, 今年度相次いで発生した大阪府北部地震及び平成

30年7月豪雨に即応する防災・減災対策と、とくしま地方創生・実感を更に加速させるため、三つの視点に立って、編成いたしました。

一つ目は, (1) に記載のとおり, 老朽ブロック塀対策や豪雨災害に即応した機能復旧など, 防災・減災対策を推進するとともに, 人口動態調査結果を踏まえた糖尿病対策の展開などによる安全・安心対策の推進。

二つ目の(2)は、地方大学と連携し、LEDをテーマとした地域の中核的産業の振興・雇用創出に取り組むとともに、宿泊施設のリニューアルの促進などによる経済・雇用対策の推進。

三つ目の(3)は、保育料助成制度の拡充など、子育て支援策の更なる充実を図るとともに、世界的なスポーツ選手の優れたプレーを身近に体感できる機会の創出などによる大胆素敵とくしまの実現、これらの施策に取り組むこととしております。

また、補正予算の規模といたしましては、9月補正予算規模にお示ししておりますとおり、一般会計で102億5,386万3,000円となっており、国民健康保険事業特別会計及び工業用水道事業会計を合わせました合計では、102億8,783万5,000円となっております。

資料の2ページを御覧ください。

今回の補正に係る歳入でありますが、(1)の9月補正額欄に記載のとおり、国庫支出 金及び寄附金から県債におきまして補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、(2)の9月補正額欄に記載のとおり、総務費から教育費におきまして補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、もう一度、1枚物の提出予定議案を御覧ください。

予算以外の案件につきまして, 御説明いたします。

第4号の条例改正につきましては、地域再生法の一部が改正されたことに鑑み、県税の 課税免除について必要な事項を定める等、所要の改正を行うものでございます。

第5号の条例改正につきましては、雇用対策法及び雇用対策法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものでございます。

第6号の条例改正につきましては、建築基準法の一部が改正されたことに伴い、建築物の敷地の接道規制に関する特例の認定の申請に対する審査等に係る手数料を定めるとともに、所要の整理を行うものでございます。

第7号から第13号までは、平成30年度の県営事業に対する受益市町村負担金につきまして、地方財政法第27条第2項などの規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

第14号の工事請負契約につきましては、契約金額が9億8,604万円、契約の相手方は、 宮地エンジニアリング・アルス製作所・ノヴィルパブリックワークス広域農道工事共同企 業体となっております。

第15号の工事請負契約につきましては、契約金額が5億7,866万4,000円、契約の相手方は、川田建設・姫野組街路工事共同企業体となっております。

第16号の特定事業契約につきましては、徳島県警察駐在所整備等PFI事業に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議決をお願いするものでございます。

第17号の購入契約につきましては、契約金額が6,156万円、契約の相手方は四国通建株

式会社徳島支店となっております。

第18号の調停の申立てにつきましては、交通事故に係る損害賠償額の支払等を求める調停を申し立てるため、議決をお願いするものでございます。

第19号につきましては、平成29年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入 歳出決算の認定をお願いするものでございます。

第20号につきましては、病院事業会計の平成29年度決算の認定を、第21号から第24号につきましては、企業局の各会計に係る平成29年度剰余金の処分及び決算の認定をそれぞれお願いするものでございます。

続きまして,報告案件でございます。

報告第1号,徳島県病院事業会計継続費精算報告書につきましては,海部病院改築事業 に係るものでございます。

報告第2号,徳島県電気事業会計継続費精算報告書につきましては,坂州発電所大規模 改良事業等に係るものでございます。

報告第3号,平成29年度決算に係る健全化判断比率の報告につきましては,地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき,財政状況を判断する指標として,実質赤字比率,連結実質赤字比率,実質公債費比率及び将来負担比率の4指標を,監査委員の意見を付して報告するものでございます。

報告第4号,平成29年度決算に係る資金不足比率の報告につきましては,同じく,地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき,企業会計の財政状況を判断する指標として、資金不足比率を,監査委員の意見を付して報告するものでございます。

報告第5号,損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては4件で,合計金額は40万2,647円となっております。

報告第6号,損害賠償(道路事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては10件で、合計金額は82万円となっております。

報告第7号につきましては、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、徳島県鳴門病院の業務の実績に関する評価結果を報告するものでございます。

提出予定議案の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要 を御説明申し上げます。

お手元の総務委員会説明資料、横長の資料により、その概要を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきますと目次になりますが、今回、提出を予定しております案件は、予算案1件、条例案1件、契約議案1件、その他の議案1件、決算認定議案1件、報告1件でございます。

資料の1ページを御覧ください。

一般会計補正予算につきましては, (1)歳入歳出予算のア,総括表の一番下,総計欄の左から二つ目でございますが,今回の補正額は45億3,781万8,000円でございます。

補正後の合計額は、その右隣でございますが、諸局を含めまして1,226億7,207万9,000 円となっております。

次に, 2ページをお開きください。

イの課別主要事項について、御説明申し上げます。

まず,ブロック塀の安全対策等に要する経費の補正につきまして,2ページの人事課,職員厚生課,4ページの管財課におきまして計上しております。

次に、新元号対応に係るシステム改修経費の補正につきまして、2ページの職員厚生課、3ページの財政課、4ページの管財課、6ページの電子行政推進課、監察局監察課、7ページの出納局公共入札検査課、人事委員会事務局におきまして計上しております。

このほか、2ページの職員厚生課におきまして、職員住宅への被災者受入れに要する経費の補正を、3ページの財政課におきまして、基金の積立金の補正を、5ページの税務課におきまして、税務電算システム再構築準備事業費、県税の賦課徴収に要する経費の補正を計上しております。

8ページをお開きください。

一般会計の補正予算に係る債務負担行為をお願いするもので,内容につきましては記載 のとおりでございます。

9ページ,10ページにおいては、一般会計の補正予算に係る地方債の追加及び変更をお願いするもので、内容につきましては記載のとおりでございます。

11ページを御覧ください。

2, その他の議案等についてでございます。

11ページに記載の(1)条例案 1 件,次の12ページに記載の(2)物品購入契約 1 件, 続く13ページに記載の(3)調停の申立て 1 件につきましては,先ほど御説明を申し上げ たとおりでございます。

14ページをお開きください。

- (4) 平成29年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。
- (5) 平成29年度決算に係る健全化判断比率の報告についてでございますが、こちらに記載しておりますのは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に基づく平成29年度決算に係る健全化判断比率でありまして、今議会に、監査委員の意見を付して報告させていただくものでございます。

まず、左から見ますと実質赤字比率、次の連結実質赤字比率については、共に「一」と記載のとおり、赤字額は発生しておりません。次の実質公債費比率は12.8%、右端の将来負担比率は181.8%となっております。

それぞれの比率の下,括弧内の数値は早期健全化基準,いわゆる黄色信号に当たる基準 比率でございます。仮にこの基準を超えた場合,自主的な改善努力による財政健全化を求 められることとなり,財政健全化計画を策定し,議会での議決等が義務付けられておりま すが,本県の比率はこの基準をクリアしております。

なお、監査委員の意見書を御配付させていただいております。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、2点御報告申し上げます。

まず、お手元の資料1を御覧ください。

退職職員の再就職状況についてでございます。平成29年度に退職した正課長級以上の職員の再就職先等の状況につきまして、表のとおり公表することといたしましたので、御報

告いたします。

続きまして、資料はございませんが、職員の不祥事案について御報告させていただきます。

研修制度を悪用して勤務離脱を繰り返し、任命権者の許可を得ることなく、アルバイト 業務に従事し、報酬を受けていた医療政策課の職員、医師ですけれども、8月2日付けで 懲戒免職の処分といたしました。

この度の行為は、公務員としてあるまじきものであり、誠に遺憾でございます。今後、 より一層の職員の綱紀の粛正及び服務規律の確保の徹底に努めてまいります。

以上で、経営戦略部・監察局・出納局関係の報告を終わらせていただきます。 御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 喜多委員長

以上で説明等は終わりました。 これより質疑に入ります。 それでは、質疑をどうぞ。

## 岡委員

1点だけお伺いしたいと思います。先日、公表されました徳島市の音楽・芸術ホールの件です。いろいろと迷走を続けているようですが、場所を文化センター敷地に再度検討を行うという話が報道されたのですが、あの土地というのは、確か県と市と国も入っているのですかね、複雑にいろんな土地が入っていたと思うんです。

大体で結構ですので、割合はどれぐらいになっているのかということと、徳島駅西側に 建てるとおっしゃっていた音楽・芸術ホールを、今回あの土地を候補地として挙げてくる 際に、事前に協議であったり説明であったりというものがあったのかどうか、お伺いした いと思います。

### 福家施設最適化室長

文化センター敷地の県有地、国有地、市有地の割合でございます。県有地につきましては、文化センター敷地の西側、鉄道の用地側でございますけれども、約1,600平方メートルございまして、割合にしますと全体の約35%でございます。国有地につきましては、南側に少々あります。割合については分かりませんけれども、残りが市有地となってございます。

もう1点ですが、事前に市から協議があったのかという御質問でございます。土地を所管しております都市計画課にも協議はないと聞いておりますし、財産一般を所掌しております管財課にも協議はございませんでした。

#### 岡委員

これを聞いていただいたらよく分かると思うのですけれども、約35%が県の土地なんですよね。人の土地が入っている所に勝手に建物を建てますと公表するということが、行政としてももちろん問題でしょうし、一般常識に照らし合わせて考えてみてもどうなのかと

## 正直思います。

例えば、事前にちょっと話があったとか、協議をしていたというならまた別、別でもないんですけど、何の相談もなしに勝手に発表して、いまだに協議の申入れはないんですよね。では、どうされるんだろうと正直疑問に思うんです。

あと、駅西にホールを造ると大分前に発表されて、そのことをいろいろと報道されていましたけれど、御存じの方は御存じと思うのですが、鉄道高架と地域のまちづくり計画と一体でずっとやっていたんですね。県と市で協調しながらやってきました。それで、駅西のホールが入ったまちづくり計画というのが、確か今年の3月に正式に認められて、駅西のホールが入って、徳島駅の今ある線路をちょっと北側にずらして、そこににぎわい広場みたいなものを造るという計画が、正式にしかるべき手続、許可を取って認可していると。それに対して、県から1,100万円の補助が出ているんです。市は2,200万円出して、3,300万円出してまちづくり計画というものを作っているわけですよ。県もお金を出して、それを何の相談もなしに、ここでは都合が悪そうなのでこちらに変えますといって、変えられるものなのですか。行政の常識としてどうですか、誰かお答えいただける方いらっしゃいませんでしょうか。

(「まだ残っている施設の賃貸契約について,時期がまだ残っているのかどうか聞いて みないといけない」と言う者あり)

## 福家施設最適化室長

現在の文化センターの賃貸借という御質問でよろしいですか。元の文化センターにつきましては、賃貸借というものではなくて県有地の上に文化センターが建っている、その県有地につきましては、土地の無償貸付けを行っているところでございます。

#### 岡委員

では、今まではお金ももらっていなかった、県の土地は土地だけれど、無償で貸していたということですね。ただ、状況が変わったんですよね、あの土地からは退いて違う所に音楽・芸術ホールを建てますと言って、最初は新町西地区の再開発の地区に入れると言っていたのが、徳島市長が代わられて検討に検討を重ねたようですけれども、それが駅西のほうにしますと決定して、しかもまちづくり計画を作って3,300万円も、県からも1,100万円もお金を出して。

実は、この間8月5日に、鉄道高架促進協議会がありまして行っていたのですけれども、そこにまちづくり計画の資料が出てきたんです。駅西のホール建設予定、候補予定地と入っている図面が出てきて、これは正式に認められた書類なんですかと聞いたら、徳島市の担当の方がそうですと言ったので、そうなんですかと、正式な手続を踏んで時間を掛けて作られたものなんですねと言って帰ってきたのですけれども、1か月もしないうちに、熟慮を重ねた結果このホールの位置を変えますということが、あり得るのかどうなのかということなんですよね。どのように熟慮を重ねられたか知りませんけれども、また今回も県の土地が入っていますから、恐らく協議に来られるんでしょうけれど、以前とは状況が変わっているわけですし、ころころとすぐに言うことが変わる。お金を掛けて、しかも人にお金を出してもらって一緒に作った計画を何の説明もなしに、やっぱりここではで

きそうにないのでやめますと言ってやめるような人とは、まともな協議ができるとは思わないんです。だから、協議をするなとは言いませんけれども、協議をするにしても慎重に 事を運んでいただきたい。

以前から、徳島東警察署から文化センターの敷地の所まで県と市の土地がいろいろ入り 混じっていて、ほかにもそんな所があって、できたら交換してまとめることができたらい いのではというような話もずっと出ていたと思うんです。今そんな話が、例えば進めて いってできたとしても、やっぱりやめたと言われる可能性がどうしても拭えない。はっき り申し上げて、信頼関係はもう崩壊していると言っても過言ではないと思います。

ですから、今後いろいろ話はあるでしょうけれども、慎重に、きちんとした向こうの案を正式な手続を踏んだ途端に一発で変更、やめたと言ってやめてしまうところですから、どこまで信用できるのか分かりませんけれども、信用して安易に話を進めていたら大変な目に遭わされる、こちらも巻き込まれる可能性がありますので、もし協議の申込みとかがあったら、その辺のことはよく頭に入れて話をしていただきたいと思います。

答弁してくださいといってもできるような話ではないと思いますので、答弁は求めませんけれども、とにかく慎重に事を運んでいただきたいと思います。そのことだけは、ほかの課の方も一緒です。もっと言ったら、ほかの部署も一緒です。徳島市と協力してやっていても、やっぱりやめたと言われてやめられる可能性が、今回のことでこれからも出てきたということですから、そのことに関してはしっかりと頭に入れて協議に臨んでいただきたいと思います。そのことを強く要望して質問を終わりたいと思います。

## 喜多委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

次に、当委員会の後期の県内視察及び意見交換会についてでございますが、ただいまの 予定といたしましては、10月19日に県南部において実施することとし、視察箇所等につき ましては、私のほうで案を作りお示ししたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。(14時00分)